

鹿角市農地災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条第1項の規定により、鹿角市農地災害復旧事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるための分担金の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の範囲)

第2条 事業の範囲は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に定める災害復旧事業のうち、農地にかかるもののみとする。

(分担金)

第3条 分担金は、事業により受益を受ける者及び団体（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、事業にかかる工事費、調査設計費及び事務費（以下「事業費」という。）のうち、別表に定める額とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、事業費から国又は県から交付される補助金を差し引いた額を超えないものとする。

(分担金の徴収方法)

第5条 分担金は、市長が定める納付期限までに一括して徴収する。

(分担金の納付期限延長等)

第6条 市長は、やむを得ない事情があると認める場合においては、分担金の納付期限を延長し、若しくは分割納付させ、又は減免し、若しくは免除することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の種類	事業費	分担金の額
農地災害復旧事業	100万円未満	5万円
	100万円以上	事業費に5%を乗じて得た額